

## 平成30年度 第1回豊山町生活支援体制整備協議体議事録

1 開催日時 平成30年6月25日(月) 午前10時00分～正午

2 開催場所 豊山町保健センター 2階 研修室

3 出席者

(1) 参加者

豊山町民生委員協議会	中西 正司
豊山町老人クラブ連合会	江崎 弘
傾聴ボランティア みみっこ	今村 一正
ケアプランセンター ビィンズ	池山 豊子
豊山町商工会	二村 勲
豊山町社会福祉協議会	中野 弘恵
健康づくりリーダー	堀場 光代
豊山町シルバー人材センター	小出 理恵
豊山町生活福祉部保険課 高齢者・介護係	安藤 佳介

(2) 事務局

豊山町生活福祉部保険課長 兼 地域包括支援センター所長	横田 仁美
豊山町地域包括支援センター社会福祉主任	千葉 幸恵
豊山町地域包括支援センター保健師主任	
兼 生活支援コーディネーター	長友 妙子
豊山町地域包括支援センター保健師	大関 沙依

4 議題

- (1) 介護予防支援ボランティアポイント事業について
- (2) アンケート調査結果について

5 議事内容(要点筆記)

【司会】

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成30年度第1回豊山町生活支援体制整備協議体を開催させていただきます。

はじめに、保険課長の横田よりご挨拶申し上げます。

【保険課長】

日頃より地域包括支援センターの事業にご支援、ご協力いただきましてありがとうございます。昨年度に皆様からいただいたご意見をもとに、今年度から新たに介護支援ボランティ

ア事業を開始する運びとなりました。今回の協議体においても、皆様から多くのご意見をいただきたいと思います。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

**【司会】**

会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしました資料として、資料1「介護支援ボランティアポイント事業」、資料2「健康状態及び生活に関するアンケート」、資料3「平成30年度 生活状態及び生活に関するアンケート結果」、資料4「アンケート結果（別紙）」です。本日配布しました資料として「第1回豊山町生活支援体制整備協議体 次第」、「名簿」です。資料に不足等がございましたら、お申し出ください。

それでは次第2の「議題」に入ります。議題「(1) 介護予防支援ボランティアポイント事業について」について、事務局から説明いたします。

**【社会福祉士主任】**

議題「(1) 介護予防支援ボランティアポイント事業について」について、資料1に基づき説明した。

**【参加者】**

ボランティアポイントの交換品である「町内の商工会加入店舗での購入品等」に関してですが、商工会加入店舗に限定する必要性があるのでしょうか。町にとって、商工会に加入しているかどうかは重要なことではないと思います。差別化するに値する十分な理由が必要だと思います。

また、商工会の会員がこの事業に対応できるかどうかも問題となってきます。2ページを見ると、「⑦ポイント事業実績報告書提出」と書かれており、単に領収書を発行すれば良いだけではないようです。

**【社会福祉士主任】**

ポイント事業実績報告書は、介護施設等の受入団体が提出するものとなっております。そのため、商工会の方から提出していただく必要はありません。

**【参加者】**

つまり商工会は領収書さえ発行すれば良いということですね。それなら、お店側の負担は特にないと思われそうです。

**【参加者】**

4ページを見ますと、ポイント管理について「4月末まで交換申請を受ける」と記載されていますが、ポイントの有効期限は4月末以降も続くと考えてよろしいですか。

**【保険課長】**

ポイントは、付与も有効期限も、ともに3月31日までです。

**【参加者】**

3月末までに獲得したポイントは、4月末までで交換を打ち切るとのことですね。

**【保健師主任】**

はい。残ったポイントを持ち越すことはできません。

**【参加者】**

そうなりますと、ポイントの交換申請受付日が月1回しか無いので大変混乱すると

思われます。ポイントを持ち越していつでも交換できるということなら、それぞれの人が好きな月日に交換しに来ることができませんが、月1回に限定されると、4月は交換申請が集中することが懸念されます。

**【社会福祉士主任】**

基本的には月1回の受付ですが、3月や4月など交換申請が集中すると考えられる時期には、受付日を増やして対応したいと考えております。

**【保健師主任】**

事業が8月開始なので、今年度に関しましては、実際に活動してポイントが貯まり始める11月頃から月1回の交換申請受付を開始しようと考えております。

**【参加者】**

3ページに、町又は住民団体が企画するイベントが活動内容として挙げられており、具体的には「芸能の披露」も記載されています。これは、芸能を披露する本人ではなく、会場の準備や片づけを手伝う方を対象としているのでしょうか。それとも、芸能を披露する本人もボランティアポイントの対象となると考えて構いませんか。

**【社会福祉士主任】**

サロンなどで芸能を披露されている本人も対象となります。ただし、サロンの主催者が謝礼などをお渡ししている場合には、ポイント付与の対象外となります。

**【参加者】**

芸能披露によってボランティアポイントを得ようとする方は、謝礼をもらっているかどうか申告しなければならないということですね。

**【社会福祉士主任】**

ポイントは、主催者がスタンプを押すことで付与されます。主催者は謝礼を払っているかどうか把握しているはずですので、特に申告する必要はありません。

**【参加者】**

1ページを見ますと、「要支援・要介護認定等を受けていない者」が対象者とされていますが、要支援認定者は対象者に加えても良いのではないのでしょうか。要支援認定者の中には動ける方も多く、ボランティア活動を通してより元気になれるのではないかと考えました。

**【保健師主任】**

活動場所へ自分で行き来することができる方が対象となりますので、「要支援・要介護認定等を受けていない者」としています。

**【参加者】**

ポイントの有効期限は、せめて2年程度設けても良いのではないのでしょうか。たまにしか活動しない方は、ポイントが貯まる前に有効期限が切れてしまいます。

**【保険課長】**

まずは初めての取組みなので、様子を見ながら進めていきたいと考えております。

また、先程ご質問がありました「要支援・要介護認定等を受けていない者」という条件についてですが、この表現の中にあります「等」という言葉には、事業対象者も含まれています。ボランティア登録を希望する事業対象者に対しては、事業対象から

外れるように支援した上で、ボランティア登録者へと移行していかれたらと考えています。

**【参加者】**

事業対象者は、ボランティア登録できないということですか。

**【保険課長】**

はい。この事業におけるボランティア活動は、活動場所へ自分で行き来できることが前提となっております。事業対象者や要支援認定者は、それが困難な場合があり、実際に移動手段に関する何らかのサービスを利用している方々もいらっしゃいます。

**【参加者】**

町のイベントも活動内容として挙がっていますが、以前からイベントの手伝いをしている方々でも、個人として登録すればポイントが付与されるという認識で構いませんか。

**【保健師主任】**

はい。個人として登録の上活動するならばポイントは付与されます。ただし、団体として活動する場合にはポイント付与の対象外です。理由としましては、ボランティア団体は町などから既に何らかの補助を受けていることがあるためです。

**【参加者】**

例えば、民生委員がそれぞれ個人としてボランティア登録をしていたとして、健康福祉フェスティバルなどの無償の民生委員活動時にポイントを得てしまうことがあるのでしょうか。

**【保険課長】**

民生委員活動には、年間の活動計画があります。健康福祉フェスティバルが活動計画に含まれているならば、それは民生委員としての活動であり、ポイント付与の対象にはなりません。

例えば、町の敬老会では、毎年同じボランティア団体に手伝っていただいておりますが、今年度は団体としての要請は行いません。団体の方と話し合い、メンバーのそれぞれがボランティア登録した上で活動していただければポイントを付与すると伝えております。

所属団体の活動計画上のイベントにおける手伝いに関しては、団体活動とみなしますので、ポイントは付与されません。

**【参加者】**

つまり、自分が団体として活動しているのか、あるいは個人として活動しているのかを意識し、活動が重複しないように気を付けなければならないということですね。

**【保険課長】**

民生委員会の方に対しても、説明に伺いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**【参加者】**

傾聴ボランティア団体として介護施設などで活動しても、ポイントは付与されないという解釈でよろしいですか。

**【保険課長】**

ボランティア連絡協議会に登録し、補助を受けているならば、ポイントは付与されません。ただし、傾聴以外のボランティア活動を個人的に行う場合には、ポイント付与の対象となります。団体に所属していたとしても、その団体の活動ではない個人的な活動ならばポイントが付与されるということです。

**【参加者】**

ほとんどのメンバーは、傾聴ボランティア以外の活動も掛け持ちしており、複数の団体に所属しています。そのような方々は、団体の行事をこなすことで精一杯であり、さらに個人的にボランティアをする余裕はないと思います。登録自体は誰でも可能ですが、実際には個人的に活動する時間がないので、ポイントを得ることは難しいと考えます。

8月から開始となりますが、シルバー人材センターや受入団体等の調整は済んでいますか。

**【保健師主任】**

受入団体等と既に5月頃から調整をしております。

**【参加者】**

多くの自治体では、ボランティア事業は社会福祉協議会が実施していますので、地域包括支援センターで実施することについて心配があります。

**【参加者】**

事業を開始する前に、アンケートの検証は済んでいるのでしょうか。

私たちの団体では、会員同士の中で、無償で奉仕してもらったら同じ内容でお返しをするという活動を行いたいと考えていますが、そのようなボランティア活動は検討されていますか。

**【保健師主任】**

今年度は、個人宅でのボランティア活動は実施しません。アンケートは、個人宅でのボランティア活動を開始する上での参考とさせていただく予定です。住民の方のニーズに応えることを大切にしていきたいと考えています。

**【参加者】**

団体ではなく個人としてボランティアを行うのは大変かもしれないと感じました。

**【参加者】**

団体として活動し既に報償等を貰っている方々も、ボランティアポイント事業の対象者として良かったのではないかと私は思いました。そうすることで、次年度の活動につながるのではないのでしょうか。

**【参加者】**

そうすると二重に報償を得ることになりますが大丈夫でしょうか。

**【参加者】**

報償と言っても、団体を運営する上で活動費の補助を受けているだけであり、メンバーが個人的に利益を得ている訳ではありません。

**【参加者】**

しかし、本来、事業の趣旨としては、今までボランティアをしてこなかった方々をボランティアの輪に取り込むことにあるのではないのでしょうか。既にボランティアを行っている方々については、これまで通り継続していただければ良いと思います。ボランティアポイント事業は、それ以外の方々にもボランティアに興味を持っていただくことを狙いとしているために、団体に所属していない個人が対象となっているのだと考えます。

ボランティア養成のためではなく、あくまでも介護予防の事業であるという目的を念頭に置いて行うことが大切であると考えます。

**【参加者】**

事業実施にあたっては、社会福祉協議会と話し合う必要があるのではないのでしょうか。

**【保険課長】**

話し合いの結果、地域包括支援センターで実施することになりました。

**【参加者】**

高齢者にわかりやすい説明資料等を作っただけであれば、それを配布したいと考えています。

**【保健師主任】**

今後そのような資料も作っていく予定です。

**【参加者】**

ボランティア保険の加入が条件となると、最低3ポイント分以上は活動しないと、保険料が獲得ポイントを上回ってしまいますね。

**【保険課長】**

既に社会福祉協議会のボランティア保険に加入している方につきましては、それに対応可能です。ボランティアを行う方々は、自らの意思で社会貢献と生きがいづくりを行うことになるので、自分の身は自分で守るという意識を持つことも大切だと考えています。

**【保健師主任】**

実際にボランティア活動をされる方々に対しては、腕章や名札など、目印となるものを身につけていただこうと考えていますが、いかがでしょうか。

**【参加者】**

首から下げるタイプの名札は、活動時に邪魔になると思います。腕章については、付け替える作業が煩わしいのではないのでしょうか。特に安全ピンのようなもので固定するタイプの腕章は、装着するのに難しさを感じる人もいると思います。

**【保健師主任】**

腕章は、ゴムで簡単に装着できるタイプもあるようなので、そちらを検討していこうと思います。

**【参加者】**

布製のシールタイプの名札はどうでしょうか。災害ボランティアの訓練時に使ったことがあります。粘着力が十分にあり、それぞれが名前などを記入できます。

**【参加者】**

使い捨ての物ですか。

**【参加者】**

はい。1回きりの使い捨てですが、高価な物ではありません。一度貼れば意図的に剥がさない限り、くっついたままです。

**【保健師主任】**

ありがとうございます。皆様からいただいたご意見をもとに検討していきたいと考えています。

それでは次の議題について説明させていただきます。

議題「(2) アンケート調査結果について」について、資料2、3、4に基づき説明した。

**【参加者】**

資料3、4のアンケート結果のグラフについては、割合だけでなく実人数も記載されていた方がわかりやすいのではないかと感じました。

最近では、買い物に不便を感じるという、いわゆる買い物弱者の方々が全国的に増えているようです。

**【参加者】**

今後、個人商店の閉店が増えていくと思われますので、買い物については課題となりそうですね。

**【保健師主任】**

外出や買い物などの支援について、今後検討していきたいと考えています。

**【参加者】**

このアンケート結果をもとに、今後の支援方法を検討していくのでしょうか。

**【保健師主任】**

アンケートの回答状況について、性別や独居などの情報も考慮しながら分析していきたいと考えています。また、独居の方々にもご意見を聞きに行き、その回答を集めた結果を施策にも反映していけたらと考えています。

**【司会】**

これで本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして、平成30年度第1回豊山町生活支援体制整備協議体を終了します。ご協力ありがとうございました。